
* * * * *
* 令和 8 年度鹿沼市施政方針 ** * * * *
* 令和 8 年第 1 回鹿沼市議会定例会議案説明書 ** * * * *

令和 8 年 度 鹿 沼 市 施 政 方 針

1 はじめに

令和 8 年が幕を開け、鹿沼市長として 2 度目の新年を迎えました。新年早々、本市出身の今井達也選手がアメリカ大リーグ、ヒューストンアストロズへ移籍するという、大変おめでたいニュースが飛び込んでまいりました。この快挙は本市の誇りであり、私たちに夢と希望を与えてくれたことに感謝するとともに、今後のご活躍を市民の皆さんとともに応援したいと考えております。

世界では、ウクライナや中東の情勢が解決の糸口を見出せない中で、アメリカによるベネズエラに対する軍事介入など、不安定な情勢が続いております。本市では、戦後 80 年を迎えた昨年、名誉市民である柳田邦男さんと中学生の対話集会などを通し、平和都市宣言のまちとして、改めて、平和の尊さを実感し、一刻も早い紛争の解決と世界平和の実現に向けた行動への決意を新たにしたところでもあります。

わが国では、アメリカの関税措置等の影響や継続的な物価高、特にコメの価格急騰により、実質賃金はマイナスの状況が続き、出生数及び合計特殊出生率は 2 年連続で過去最少を更新する見通しとされ、先行きは決して明るいものではありません。

さらに、各地で起こる大規模地震や記録的な猛暑などの自然の猛威も我々の生活を圧迫しています。

2 令和 8 年度の施策展開

こうした目まぐるしく変化する社会情勢や新たな課題に的確に対応するため、第 8 次総合計画の終了年度を 1 年早め、令和 8 年度を初年度とする、新たなまちづくりの指針となる「第 9 次鹿沼市総合計画」を策定いたしました。

総合計画では、概ね 10 年後の“みらい”の鹿沼のイメージを「豊かな自然と文化につつまれ 人が輝き 地域が輝く みんなが住みたいまち」とした「鹿沼みらいビジョン」と、その実現のための“みらい”への重点プログラムと「重要施策」等を明らかにした 5 か年計画「鹿沼 2030 プラン」で構成しています。

そのスタートの年、令和 8 年度に推進する主な事業をプランに掲げた 6 つの大項目に沿って申し上げます。

まず、大項目 1 つ目の「みんなが こどもたちを健やかに育て一人ひとりを尊重して暮らす ”心豊かなまち”」では、安心して子育てできる環境づくりや、こどもたちがこれからの時代に必要とされる資質・能力を身に付けられる教育

環境の推進に努めてまいります。

まず、「いちごっこ出産・子育てかぬまプラス事業」を引き続き実施するとともに、こどもたちがのびのびと遊べる場として、下水道事務所西側のリプレイス用地への広場の整備に着手します。

学校教育では、「鹿沼市小中学校再編計画」に基づき、8つの統合ブロックにおいて学校再編を進めるとともに、西小学校の敷地内に学童保育館及び東大芦コミュニティセンターを配置し、新たな地域拠点施設として複合化を進めてまいります。

また、学校施設の長寿命化や屋内運動場へのエアコン設置、中学校部活動の地域展開を計画的に進めるとともに、国や県との連携により、小中学校の給食費無償化を実施します。

男女共同参画では、女性の声をまちづくりに反映させ、市政を身近に感じていただく機会として女性議会を開催し、女性リーダーの育成や意思決定の場への女性の参画促進を図ってまいります。

2つ目の「みんなが 心も体も健康で 互いに支え合い思いやりをもって暮らす ”健やかなまち”」では、健康寿命の延伸を目的とした健康づくりや疾病対策の強化、高齢者や障がい者の社会参加の促進、包括的な支援体制の構築による、誰もが安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

毎年9月を本市の「健康都市推進強調月間」とし、この1か月を中心に毎日の生活を見直し、楽しく取り組める健康づくりの仕組みを構築します。

また、市内中核病院の運営を引き続き支援し、救急医療や産科医療、へき地診療といった、市民の命や健康に直結する医療機能の強化に努めます。

さらに、認知症見守りシール事業の開始等により、認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。

市民にとって分かりやすく、かつ、多様化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、福祉まるごと課を創設し、福祉政策の充実や福祉の総合相談の機能強化を図り、包括的な支援を推進してまいります。

3つ目の「みんなが 魅力と実力を認識し 交流を広げながら楽しく暮らす ”誇れるまち”」では、自治基本条例の理念に基づく協働のまちづくりをより一層促進するとともに、市民一人ひとりが文化や芸術、スポーツなどを楽しみ、様々な分野で老若男女が活躍できる環境づくりを進め、「Made in 鹿沼」をキーワードとした市内外へのアピールや交流拡大を図ります。

地域コミュニティや市民活動の活性化に向けて、地域のチカラ協働事業の見直

しに着手するとともに、東武新鹿沼駅及びJR鹿沼駅周辺への子どもや若者向けの多目的フリースペースの設置準備を進めてまいります。

また、地域への誇りや愛着を醸成することを目的に、本市の歴史や文化、芸術などの保存と積極的な活用に向けて「鹿沼ルネサンス構想」を策定するとともに、スポーツ振興に向けて、自然の森総合公園サッカー場の改修や鹿沼運動公園の再整備を進めてまいります。

さらに、本市の認知度向上やイメージアップ、交流人口や関係人口等の拡大に向けて、東京サテライトオフィスを設置するとともに、「稼ぐ自治体」の実現を目指し、ふるさと納税課を新設いたします。

4つ目の「みんなが 生きがいをもって働き 賑わいを創出し 豊かに暮らす ” 活力あるまち”」では、自然環境や地理的条件を活かし、農、林、商、工、これらサービスのバランスが取れた産業の持続的な発展に向け、創業支援や後継者対策、また、地域特性を生かした戦略的な観光誘客に取り組みます。

農業では、農業公社の機能拡充に向けて、施設の基本設計及び実施設計に着手するとともに、花木センターのリニューアルの一環として、まずは、旧セリ場があったイベントゾーンの整備を開始します。

林業では、本年1月1日に施行された森林保全に関する市の理念を定めた「森づくり条例」に沿って、総合的かつ計画的に森づくりを推進してまいります。

また、クマを含めた野生鳥獣対策の強化に向けて、狩猟免許取得及び狩猟に関する初期投資費用への支援を実施します。

商業では、食料品などの物価高騰に対する市民生活の支援と、市内飲食店や小売店等の支援を目的として、引き続きプレミアム付商品券の発行支援を行います。

雇用対策では、市内企業の雇用に向けた取組を推進するため、合同説明会や面接会、高等学校との情報交換会の開催に加え、新たに民間主体による合同入社式の開催を支援し、地元企業への就職及び人材の定着を図ります。

観光では、南摩ダムや、県が整備を進めるアクティビティ施設のオープンが令和8年度に予定されていることも踏まえ、周遊コースの構築等、本市の観光戦略を包括的にまとめる観光ビジョンを策定いたします。

特に、年間60万人を超える利用者が訪れるゴルフ場を本市の特色ある地域資源として捉え、新たなまちづくりを展開したいと考えております。

5つ目の「みんなが きれいな環境と安全安心な地域のなかで 助け合いながら暮らす ” 快適なまち”」では、脱炭素社会と循環型社会の形成を推進すると

ともに、新たな広域道路の整備、拠点駅の機能拡充と周辺整備、交通ネットワークの再構築、農山村と市街地のそれぞれの特性を生かした居住機能の整備、治山・治水を含む地域防災・消防体制の充実に取り組めます。

環境では、「第6次環境基本計画」を策定するとともに、植物性廃食油のリサイクルに着手するほか、木質バイオマスエネルギー設備の導入に向けた検討を進めます。

また、次期クリーンセンター整備に向けた基礎調査と基本構想の策定に着手します。

基盤整備では、都市計画マスタープランの改定や、用途地域をはじめとした都市計画の見直しを進めるとともに、スマートインターチェンジの事業化に向けて、国や県との調整を進め、周辺の土地利用や整備スケジュールなどの検討を進めてまいります。

公共交通では、効率的なバスの運行と市民の利便性の向上を図るため、地域公共交通計画に基づき、特に、中心市街地とその周辺の課題解決を目指し、A I オンデマンドバスの導入を進めます。

防災では、大雨対策と緑地率の緩和を目的に、鹿沼工業団地の抜本的な雨水対策に着手するとともに、自助・共助意識の高揚に向け、地区防災計画の策定を積極的に支援します。

さらに、旧上都賀農業振興事務所跡地に、防災倉庫と広場を有する広域防災拠点の「整備基本計画」を策定します。

消防では、消防本部の救助工作車の更新や、地域防災の要である消防団の強化に加え、子どもたちによる「いちごっこ防災クラブ」を設立いたします。

そのほか、見笹霊園に整備を進めている合葬墓については、本年秋頃の供用開始を目指し準備を進めております。

大項目6つ目、「みんなが 情報を共有し 必要な行政サービスを受けながら 便利に暮らす ”開かれたまち”」では、安定した行財政運営に努めるとともに、市政情報の効果的な発信や市民ニーズのきめ細かな把握、行政手続のオンライン化などにより、市民の利便性向上と業務の効率化の両立を目指します。

広報・広聴では、市ホームページやSNSなどの特性を活かし、市内外に本市の情報を効果的に発信するとともに、「かぬま未来ミーティング」等により、積極的に市民の声を収集します。

DXでは、新たに窓口でのキャッシュレス決済の拡充を進めるとともに、事務の効率化に向け、決裁などの内部事務の電子化を進めます。

行財政では、引き続き、民間活力の導入や遊休施設の有効活用をより一層推進

するとともに、新たな「行政改革大綱」や「財政健全化推進計画」などにに基づき、効率的かつ効果的な行財政運営と職員数の適正化に努めます。

これらの施策を推進するための令和8年度予算は、人件費の上昇や物価高騰等の影響が著しい中、一般財源の不足額を確保するため、各種基金からの繰入れを余儀なくされるなど、大変厳しい編成となりましたが、市民の皆様の暮らしを守るとともに、「鹿沼の“みらい”を創造する予算」とし、解決すべき課題に取り組み、第9次総合計画を積極的に推進してまいります。

一般会計では、対前年度比7.0パーセント増の464億1,000万円と、過去最大の予算規模であります。また、水道事業会計・下水道事業会計を除く特別会計総額は、対前年度比0.6パーセント増の197億4,670万3,000円となりました。

3 結びに

令和8年1月1日、鹿沼市と栗野町が合併して20年となりました。

令和8年度は、平成28年の「いちご市宣言」「『鹿沼今宮神社祭の屋台行事』のユネスコ無形文化遺産登録」から10周年を迎えます。

そして、新たなまちづくりの指針である「第9次鹿沼市総合計画」をスタートさせ、初年度からふるさと納税課の新設や東京サテライトオフィスの設置など、新たなチャレンジも始めます。

先人が守り築いてきた美しい自然や先人から受け継がれてきた文化などを礎に、多彩な「Made in 鹿沼」を最大限アピールしながら、市民の皆さんと一緒に鹿沼の“みらい”へ向かって、全力で取り組んでまいります。

令和 8 年第 1 回 鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第 1 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 4 月 2 日 深津地内の市道上において、市外在住者所有の軽乗用自動車が行中、道路欠損部に落ち、車両を破損させたことに対し、損害賠償の額を 5, 7 0 5 円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分に行うことができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件 1 0 0 万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件 1 0 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 2 号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 7 年 1 2 月 2 6 日 上殿町地内の市道上において、市内在住者所有の小型乗用自動車が行中、路肩にある道路欠損部に落ち、車両を破損させたことに対し、損害賠償の額を 5, 6 2 3 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 1 号と同じ。

◎ 報告第 3号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和6年6月13日茂呂地内の市道上において、株式会社坪子熔接所所有の普通乗用自動車が行中、路上のアスファルトの破片が跳ね上がり、車両を破損させたことに対し、損害賠償の額を113,300円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

◎ 報告第 4号 令和8事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業計画及び予算の報告について

◎ 報告第 5号 令和8事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業計画及び予算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和8事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

◎ 議案第 1 号 専決処分事項の承認について

(令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 9 号))

歳入については、県支出金の増額を計上し、歳出については、衆議院議員選挙費及び予備費の増額を計上したもので、この補正額を 54,237,000 円の増とし、予算総額を 45,777,751,000 円とするものである。

なお、継続費の補正については、第 2 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 1 7 9 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 1 1 3 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 1 6 2 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第 2 項 省略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 4 項 省略

◎ 議案第 2 号 令和 8 年度鹿沼市一般会計予算について

令和 8 年度の一般会計予算は、過去最大規模となる 4 6 4 億 1, 0 0 0 万円、対前年度比 7. 0 パーセント増で、第 9 次総合計画がスタートする節目の年であることから、「市民の暮らしを守るとともに、鹿沼の“みらい”を創造する予算」としたところである。

歳入については、自主財源の根幹をなす市税において、市民税や償却資産の増に伴う固定資産税の増等を見込むとともに、依存財源の地方交付税や地方消費税交付金、地方譲与税など、国の動向や前年度決算見込みを考慮して計上したものである。

また、基金繰入金については、公共施設整備基金等 7 つの基金の効果的な活用を図ったほか、人件費及び物価の高騰等に伴う一般財源の不足額を確保するため、財政調整基金からの繰入金を計上した。

なお、市債については、後年度の財政運営への影響を考慮し、対象事業の厳選に努めながら、防災対策推進事業等 3 1 事業に係る建設事業債を計上した。

歳出については、学校給食の無償化やプレミアム付商品券発行事業、指定ごみ袋引換券配布事業等の物価高騰対策、西小学校長寿命化に併せた西小学校敷地内への学童保育施設や東大芦コミュニティセンターの整備、東京サテライトオフィスの開設、全てのこどもが安全安心に成長できる環境づくり、AI 活用型デマンドバスの導入準備等の公共交通の活用促進、花木センターの再整備、鹿沼の魅力創出事業、地域防災や消防機能の強化を図る防災・消防機能の充実、クマやクビアカツヤカミキリ等の被害防止対策、鹿沼工業団地雨水排水対策、安心な暮らしを守る道路の整備、次期クリーンセンター整備の検討、幼保連携型認定こども園の整備支援、サンエコ自然の森サッカー場の整備、健康都市かぬまの推進に重点的に取り組むほか、新規事業として、防災広場の整備、農業公社の施設拡充、学童保育施設の整備、不妊治療支援・産後ケアの拡充、介護保険施設の整備、廃食用油回収等リサイクルの推進、市民文化センター及び文化活動交流館の改修、男女共同参画の事業としての女性議会の実施、また、継続事業としては、今年度に引き続き小中学校体育館へのエアコン設置など学校教育環境の充実、D X 推進、新たな産業団地の整備、ひきこもり地域支援センターの運営、脱炭素化の推進、市営住宅の整備、地域活動の支援、子育て支援の充実、幼児教育・保育機能の充実、学校施設の改修、経済活性化の支援、農業基盤の整備、森林整備と鹿沼産材の販路拡大などに係る経費を計上し、教育、福祉の充実や都市基盤の整備促進を図るものである。

なお、継続費、債務負担行為及び地方債については、それぞれ第 2 表、第 3 表

及び第4表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 3号 令和8年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について

一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、一般被保険者医療給付費等を計上し、この財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を充て、予算総額を9,457,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 4号 令和8年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について

公設地方卸売市場施設維持管理費等を計上し、この財源として、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等を充て、予算総額を19,460,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 5号 令和8年度鹿沼市介護保険特別会計予算について

居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等を計上し、この財源として、保険料、国県支出金、支払基金交付金、繰入金等を充て、予算総額を8,721,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 6号 令和8年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について

健診事業費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上し、この財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金等を充て、予算総額を1,548,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 7号 令和8年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について

管理会費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を231,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 8号 令和8年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を1,012,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 9号 令和8年度鹿沼市水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を1,601,513,000円、支出総額を1,601,314,000円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を545,632,000円、支出総額を1,683,016,000円計上するものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 1 0 号 令和 8 年度鹿沼市下水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を 2,450,340,000 円、支出総額を 2,435,557,000 円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を 778,821,000 円、支出総額を 1,616,785,000 円計上するものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 1 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 1 0 号) について

令和 7 年度一般会計予算の総仕上げとして、歳入歳出のおおむね確定したこと等による補正を行うものである。

歳入については、市税、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、各事業の実績等に基づくもののほか、減債基金積立金、施設型給付・地域型保育給付等事業費、中小企業経営対策事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 206,833,000 円の増とし、予算総額を 45,984,584,000 円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表及び第 3 表のとおりである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 号 令和 7 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について

歳入については、国民健康保険税、繰入金、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、国民健康保険財政調整基金積立金、償還金、予備費の増額を計上したもので、この補正額を 52,262,000 円の増とし、予算額を 9,742,810,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 3 号 令和 7 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

歳入については、後期高齢者医療保険料及び繰入金の増減額を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上したもので、この補正額を 50,427,000 円の増とし、予算額を 1,571,119,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 4 号 損害賠償の額の決定及び和解について

マイナンバーカード交付事務等に使用する統合端末機器の基本ソフトウェアのサポート終了に伴い、当該統合端末機器に係るリース契約を解除することにより生ずる相手方の損害に対し、残期間に係るリース料相当額として、損害賠償の額 2,681,360 円を支払い、和解するためのものである。

（参照条文） 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 1 1 号まで 省略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（中略）、和解（中略）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

第 1 4 号及び第 1 5 号並びに第 2 項 省略

◎ 議案第 1 5 号 第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の廃止並びに第 9 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画の策定について

第 8 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画を廃止し、新たに第 9 次鹿沼市総合計画基本構想及び基本計画を策定するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市議会の議決すべき事件を定める条例

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。

(2) 前号の基本構想に基づく基本計画の策定、変更（内容の実質的な変更を伴うものに限る。）又は廃止に関すること。

第3号から第5号まで 省略

◎ 議案第16号 辺地に係る総合整備計画の変更について

令和7年12月24日議案第78号として議決された西大芦辺地、上久我辺地及び上・中粕尾辺地に係る総合整備計画並びに令和6年12月23日議案第84号として議決された入・中栗野辺地に係る総合整備計画について、辺地における計画事業の変更を行うためのものである。

(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第2項から第7項まで 省略

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 議案第17号 工事請負契約の変更について

令和6年7月29日議案第62号として議決を得た令和6年度市道0365号線新田橋上部工建設工事について、その後一部設計変更により15,411,000円を増額し、契約の金額を773,355,000円とするためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第4号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第6号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

◎ 議案第18号 市道路線の認定について

上南摩町地内における一般県道下日向栗野線の整備及び旧県道の移管に伴い、移管された旧県道を市道として認定するためのものである。

(参照条文) 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第19号 市道路線の変更について

上南摩町地内における一般県道下日向栗野線の整備に伴い、関係する市道の終点を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第18号と同じ。

◎ 議案第20号 鹿沼市青少年問題協議会条例の廃止について

令和8年3月末をもって、青少年問題協議会を廃止するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第2号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第21号 鹿沼市行政手続条例の一部改正について

行政手続法の一部改正に準じ、不利益処分の対象者が所在不明の場合における意見聴取手続の通知方法として、インターネットを利用する方法等を追加するためのものである。

(参照条文) 議案第20号と同じ。

◎ 議案第22号 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う学校運営協議会の役割の拡大を踏まえ、協議会の委員に報酬を支給するためのものである。

(参照条文) 議案第20号と同じ。

◎ 議案第23号 鹿沼市職員定数条例の一部改正について

頻発する災害及び救急業務の増加に適切に対処することができる体制の整備に向け、消防職員の定数の引上げ等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第20号と同じ。

◎ 議案第 24 号 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の通勤手当を引き上げるとともに、新たに駐車場等の利用に対する手当を加えるためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

◎ 議案第 25 号 鹿沼市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

学校教育施設の整備に係る事業に充てるため、鹿沼市学校教育施設整備基金を新設するとともに、基金の設置目的を達成した新型コロナウイルス対策基金を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

◎ 議案第 26 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用する条項を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

◎ 議案第 27 号 鹿沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

- ◎ 議案第 28 号 鹿沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める本市の条例の規定を、国が省令で定める基準を引用するものに改めるためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

- ◎ 議案第 29 号 鹿沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める本市の条例の規定を、国が省令で定める基準を引用するものに改めるためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

- ◎ 議案第 30 号 鹿沼市栗野福祉センター条例の廃止について

令和 8 年 3 月末をもって、栗野福祉センターを廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

- ◎ 議案第 31 号 鹿沼市墓地使用条例の一部改正について

西沢町墓地の管理を市へ移管することに伴い、当該墓地に係る清掃手数料を新設するほか、墓地使用权の取消事由に清掃手数料の滞納を追加するためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

◎ 議案第 3 2 号 鹿沼市見笹霊園条例の一部改正について

見笹霊園に合葬墓を設置するほか、墓地使用权の取消事由に清掃手数料の滞納を追加するためのものである。

(参照条文) 議案第 2 0 号と同じ。

◎ 議案第 3 3 号 鹿沼市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

非常災害時において、廃棄物処理施設の設置手続を市から災害廃棄物の処分を受託した事業者が行うことにより、災害廃棄物の迅速な処理に資するためのものである。

(参照条文) 議案第 2 0 号と同じ。

◎ 議案第 3 4 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第 2 0 号と同じ。

◎ 議案第 3 5 号 鹿沼市公設地方卸売市場条例の一部改正について

卸売市場法の一部改正に伴い、市場において取り扱う国の指定飲食料品等、当該指定飲食料品等の取引において持続的な供給に要する費用を考慮したコスト指標等を公表するためのものである。

(参照条文) 議案第 2 0 号と同じ。

◎ 議案第 36 号 鹿沼市水道事業給水条例及び鹿沼市下水道条例の一部改正について

非常災害時において、本市が指定する事業者に加えて、他の市町村等の指定を受けた事業者による給水装置及び排水設備の工事を可能にすることにより、上下水道の迅速な復旧に資するためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

◎ 議案第 37 号 鹿沼市火災予防条例の一部改正について

関係省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に関する基準の新設等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

◎ 議案第 38 号 鹿沼市防災会議条例及び鹿沼市国民保護協議会条例の一部改正について

令和 8 年度の組織機構の見直し等に伴い、防災会議及び国民保護協議会の委員を増員するためのものである。

(参照条文) 議案第 20 号と同じ。

◎ 議案第 39 号 鹿沼市監査委員の選任について

本市監査委員高田悦夫氏が令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 196 条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を

除く。以下この款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。

第1項ただし書及び第2項から第6項まで 省略

◎ 議案第40号 鹿沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員鈴木健司氏が令和8年3月23日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方税法

第423条 第1項及び第2項 省略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第4項から第9項まで 省略

